

◎教職員の働き方改革の方針について

1 教職員の働き方改革の方針の概要

(1) 方針策定の趣旨

教職員の働き方改革の方針は、「本市の教職員の働き方改革に関する課題を解決するための具体的な取り組みを示し、教職員が健康に笑顔で働き続けるために、質の高い教育活動を目指す」ことを目的として策定するものです。

(2) 本市における教職員の働き方改革の目的

- ・教育現場の限られた時間の中で子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにし、心身ともに健康な状況で職務を遂行できるようにすること。
- ・マネジメントを意識した業務改善を行うことで、時間外在校等時間の減少を図るとともに、教育の質を向上させること。

(3) 方針の期間と対象

- ・期間は、新たな教育振興基本計画の前期実施計画と合わせ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。
- ・対象は、市立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の全教職員とします。

2 教職員の働き方に関する本市の状況

これまでの本市における取り組みおよび目標の達成状況等を踏まえ、今後の教職員の働き方改革推進に関する方針等を定める上での本市の状況や課題を次のように整理しました。

- ・在校している時間等の記録により教職員の勤務時間への意識は向上しているが、依然として様々な業務を行わなくてはならない環境の中で、多くの教職員が所定の勤務時間を超えての長時間勤務となっている状況にあること。
- ・マネジメントと健康管理を意識した働き方を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの意識向上に努める必要があること。
- ・管理職、とくに教頭が行っている学校経営に関わる業務は多岐にわたり、引き続き、校種等を踏まえた改善を進める必要があること。
- ・部活動に関わる教職員の負担軽減については、一定の改善は見られるものの、抜本的な解決にまでは至っていないこと。

3 基本方針と目標指標

(1) 本市における教職員の働き方改革の基本方針

- 方針1 学校および教職員が担う業務の適正化と明確化
- 方針2 マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進
- 方針3 学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進
- 方針4 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

(2) 令和7年度末までの目標指標

- ・市立学校教育職員の時間外在校等時間が、原則、月45時間、年360時間以内となっている。
- ・市立学校教職員の年次休暇取得日数が、全員年間15日以上となっている。
- ・ストレスチェックにおいて、「健康リスク」の各項目の結果（学校ごとの平均値）が、市立学校全校でいずれも厚生労働省による標準値（100）を下回っている。
- ・アンケート調査における質問項目「子どもと向き合う時間が確保されている」および「自己研鑽の時間が確保されている」に対し、肯定的な回答をした市立学校教職員の割合が80%以上となっている。